

第372回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年9月28日（火）14:00～15:05

2 場 所 内水面漁場管理委員会室

3 出席委員 野口修司，東條和夫，歌 泰一，久川英二，
岡田英作，高橋美子，谷上芳之，横山郁二，
上月康則

4 欠席委員 岡崎貴世

5 事務局 杉本事務局長，加藤主査兼係長

6 県出席者 赤澤係長，三好主任，木本主事
（杉本課長，加藤主査兼係長）

7 議 題

- (1) 令和3年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について
- (2) 下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
- (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
- (4) あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について
- (5) その他

8 議事

局長： これより第372回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日は、岡崎委員さんが都合で欠席されるとお聞きしておりますが、定員10名中9名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

会長： 改めまして、皆さんこんにちわ。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。日頃は徳島県内水面漁場管理委員会の運営に関しましてご指導、ご協力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

それでは、第372回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、久川委員さんと岡田委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、議事に入ります。

議題（1）は「令和3年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について」、でございます。

この案件は、毎年、県から協議を受けているものでございます。まずは、県から、説明をお願いいたします。

漁業調整課：資料1により説明

会長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： ノリの区域でしらすうなぎを捕ったらだめなんですか。

漁業調整課： 区画漁業権の区域にはノリ網が張られていますので被害がないようにということです。

委員： しらすの人だけが悪いのではない。漁業はノリだけじゃない。しらすの人の漁場だ。ノリ漁場を捕れなくするなら捕れるところを確保してやらないと。今切川で捕れるようにしてほしい。それとノリ漁場には船が通れるように広く通路を空けておかないと夜は危ない。

漁業調整課： ノリ漁場には浮標灯が設置されており、航行の安全には努めています。

委員： しらすだけでなく密漁者が入ってくる。特に経験の浅い連中が網を引っ掛けると聞いた。円満に採捕するために吉野川に今切を追加するべきだ。

会長： 今、岡田委員からお話があったんですけども、ちょっとわかりにくいこともあったんですが、ノリの幅が広いということだと思うんで、ノリの養殖業者も生活がかかっているんで。しらすの団体と話をして円満に行くような方向でいけばいいのかなと私自身は思うんですが。

委員： ノリのことを言うんだったらしらすのために今切を加えるのが筋だと思う。でないとトラブルが起きる。

会長： 今年のノリの柵の区域は決まっているでしょ。

漁業調整課： 漁業権の範囲は当然決まっています。その中でどのように漁場を使うかは各漁協さんで決めています。

会長： 沖から入ってくるのに一直線で入れるようにしてほしい。来年ノリの柵の範囲を決めるときに通路を事故のないように考えてほしい。

漁業調整課： ノリの柵の張り方は多少の変更はあるかもしれませんが、区画漁業権の区域自体は5年に一度の切替えのときに決まりますので5年間は変わりません。漁場の利用の中で航路を確保するようにという指導はできます。

会長： 慣れない人やプレジャーボートの人を通るのは難しいかと思えますので、まっすぐ沖に出られるような方策を考えていただけたらありがたい。それと漁業権が広いのでしらすを捕る範囲が狭い。

委員： 禁止になる面積はどれくらいですか。

漁業調整課： 面積はわかりません。

委員： 漁業権の区域は捕ったらあかんけど、隣はいいということですか。

漁業調整課： そうです。

委員： 区別はどうするんですか。

漁業調整課： 基本的に区画漁業権の境界には浮標灯が設置されています。

委員： 被害は以前からあるんですか。

委員： ずーっとありますよ。去年は多い人で100枚くらい破られた。下流部会8漁協のうち7漁協で被害を受けています。ノリ網を張ってあるところの通路があるんですけど、そこでしらす捕りをしてる人がいる。波で操作を誤って絡まったりする。沖の取り締まりから逃げてきて破ったみたいですが、被害もあるんですが、安全面からノリ網の中には入らないでほしい。

委員： 採捕区域の拡張は難しいんですか。

漁業調整課： 基本的にこの数十年間採捕区域は変えていません。特に吉野川については多くの漁協が関係するので調整が困難です。今回の件については安全操業のための目安として区画漁業権内で採捕しないでくださいということですので、これ

をもって直ちに他のところに区域を拡張してということをごこの場で回答することはできません。

委員： ノリの意見だけを聞くんじゃなくしらすのことも考えてもらわないと。こういう意見が出たということは聞いてもらって検討してもらわないと。

漁業調整課： 意見は承りました。

委員： 漁業権区域を採捕禁止にしたとして、誰が取り締まるんですか。網を切って逃げる人間は元々が社会性がないと思いますが。規則を守る気が薄い人が多いと思うんですよ。

漁業調整課： もちろん取締担当が見回りしますし、警察とも連携しています。下流部会で自警団をとという話も聞いています。

局長： いろいろと意見をいただきました。区画漁業権については図面で見ると面積が広がっていますが、実際にノリ網が張ってあるところは現実的には船が入っていけない状態です。今回区画漁業権の区域を除外すると言いましても、現実的にしらす漁ができる面積がそれほど大きく減るものではないだろうと考えています。それと下流部会にもしらすうなぎ採捕従事者がたくさんおられますが、自主的な規制で船からは捕らないと聞いています。

委員： 区画には入りませんが船は使います。

局長： あと今切の話ですが、採捕区域を広げるにもそこにも漁業権を持っている漁協がありますので、調整が十分整わないとなかなか新たな所にはできないということです。そこも含めまして今後意見を聞きながら調整はしていきたいと思えます。

会長： 他にご意見等はございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、異議のない旨を回答することとしてよろしいでしょ

うか。

委員： 異議なし

会長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり「異議のない旨」を回答することに決定いたします。

次に、議題（２）「下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料２により説明

会長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

ご意見ございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出するとともに、海区委員会と連名で県内漁協に対して、採捕自粛要請を行うことにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議がないようなので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示と採捕自粛要請を発出することに決定いたします。

次に、議題（３）「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料３により説明

会長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

ご意見ございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議がないようなので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出することに決定いたします。

続いて、議題（４）「あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料４により説明

会長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

ご意見ございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議がないようなので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出することに決定いたします。

続いて、議題（５）「その他」でございます。
何かございますか。

会長： 無いようです。それでは以上をもちまして第３７２回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上